

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（障がい者用 T O I C A の取扱い開始等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 I C カード乗車券による当社線に係る旅客の運送及び T O I C A 乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、I C カード乗車券を E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号）第 2 条第 1 項第 15 号に定める E X - I C カード等として使用する場合（以下「E X - I C カード等としての使用」といいます。）については、E X サービス運送約款の定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。</p> <p>(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」といいます。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(5) 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号。以下「知的障害者規則」といいます。）</p> <p>(6) 東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号。以下「連絡規則」といいます。）</p> <p>(7) 東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款（平成 24 年 4 月東海旅客鉄道株式会社社通達第 4 号）</p> <p>(8) E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号。以下「E X 約款」といいます。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 I C カード乗車券による当社線に係る旅客の運送及び T O I C A 乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、I C カード乗車券を E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号）第 2 条第 1 項第 15 号に定める E X - I C カード等として使用する場合（以下「E X - I C カード等としての使用」といいます。）については、E X サービス運送約款の定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。</p> <p>(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」といいます。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(5) 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号。以下「知的障害者規則」といいます。）</p> <p>(6) 東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号。以下「連絡規則」といいます。）</p> <p><u>(7) 東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款（令和 6 年 3 月東海旅客鉄道株式会社社通達第 103 号）</u></p> <p>(8) 東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款（平成 24 年 4 月東海旅客鉄道株式会社社通達第 4 号）</p> <p>(9) E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号。以下「E X 約款」といいます。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。</p>

現 行	改 正
(中略)	(中略)
(15)「新幹線停車駅」とは、新幹線の特別急行列車の停車駅をいいます。	(15)「新幹線停車駅」とは、新幹線の特別急行列車の停車駅をいいます。
(中略)	<u>2 この約款に規定する旅客運賃については、旅客規則第140条に定める鉄道駅 バリアフリー料金を含むものとします。</u>
(中略)	(中略)
(TOICA定期券の発売)	(TOICA定期券の発売)
第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。	第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。
(1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券	(1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券
(中略)	(中略)
3 第1項第2号又は第4号により発売する定期乗車券は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち小田原駅を接続駅とするもの又は <u>箱根登山鉄道株式会社</u> との連絡運輸となるものに限ります。	3 第1項第2号又は第4号により発売する定期乗車券は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち小田原駅を接続駅とするもの又は <u>株式会社小田急箱根</u> との連絡運輸となるものに限ります。
(中略)	(中略)
(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)	(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)
第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。	第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。
(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券	(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券
(中略)	(中略)
8 第2項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号及び第5号に規定するICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するICカード乗車券については、第35条の2の規定を準用するものとします。	8 第2項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号及び第5号に規定するICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するICカード乗車券については、第35条の2の規定を準用するものとします。
	<u>9 第2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げるICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するICカ</u>

現 行	改 正
(以下略)	<u>一乗車券については、第8条第3項第1号から第2号まで及び第15条から第17条までの規定を準用することがあります。</u> (以下略)

附則

この通達は、令和6年4月1日から施行する。